

回答書

2019-2021年度課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進」コース研修委託業務（筑波センター）（公示日：2019年7月4日）について、配布しました業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 1	(2) 案件実施期間と (3) 契約履行期間	(2) 案件実施期間の1) 事前プログラム期間（開始）は2019年9月下旬～とあり、 (3) 契約履行期間（開始）は2019年10月4日～と記載されていますが、 この開始時期の相違についてお知らせ下さい。	事前プログラム期間には、研修員によるインセプションレポートの作成・提出、CARDフォーカルポイントとの意見交換等が予定されておりますが（詳細は業務指示書9ページ記載のとおり）、研修員が9月下旬に決定する予定のため、事前プログラム期間は9月下旬～としております。 契約履行期間（開始）は、通常、技術研修期間の1か月以内の期間が目安となっております（「研修員受入事業及び研修委託契約の概要」19ページ記載のとおり）、また実施業務（インセプションレポート等の内容分析、研修評価項目の調整・確認等。詳細は業務指示書13ページ記載のとおり。）について、1か月以内の業務遂行が可能と考え、（来日11月4日の1か月前の）10月4日を契約履行期間（開始）に設定しております。 上記の理由から、開始時期が異なっております。
2	P. 3	3. 再委託	再委託について、たとえば本邦農機メーカーの研修施設などを利用し、当該メーカーの技術者などによる研修実施は、「再委託」に該当しますか。	外部の団体等に研修の一部の実施を「委託」する場合は「再委託」に該当しますが、講師謝金・講習料等に基づき、外部講師に研修（講義・実習）の実施を依頼する場合は、「再委託」には該当いたしません。 したがって、ご質問の場合は「再委託」に該当しません。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
3	P. 7	別紙1. 研修の背景、 2. (1) 上位目標等	1. 研修の背景の下から2行目「本研修は、農業機械化促進のベース」や、2. (1) 上位目標「研修参加国の <u>稲作において</u> 、農業機械化戦略策定又は更新に必要な知識」と記載されていますが、P. 7以降も含め「農業機械あるいは農業機械化」の意は、「稲作機械化、あるいは機械化稲作」と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
4	P. 7	別紙1. 研修の目的・内容等に関する事項	本頁に記載される農業機械、農業機械化は、上記3で質問したように稲作に特化した機械類と理解した際、それらは「耕うん整地作業機械から収穫後調製機械（乾燥、粃摺り精米機械類等）までの機械との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
5	P. 7	別紙1. 研修の目的・内容等に関する事項	上記4の質問に関連し、機械とは、コメの品質、作物（稲）、土壌、機械性能などに関わる検査・調査（テスト）機器（機械類）も含むとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
6	P. 8	3）、4）、5）に記載される「他国の稲作における農業機械化」	「他国の稲作における農業機械化」は、研修対象国（8カ国）、あるいは研修名の「アフリカ地域」ないしは「アジア諸国の米作地帯」なども含むことを想定して「他国」としてはいますか。	「アジア諸国の米作地帯」も含むことを想定して「他国」としてはいます。ただし、アジア諸国に限らず（例えば中南米諸国においても、）研修参加国にとって参考になり得る事例があれば、「他国」の中で取り扱ってください。
7	P. 9	1）インセプションレポートの作成し、提出する	レポートの提出は、CARDフォーカルポイント・JICA筑波センターと研修受託法人も含むと想定されていますか。また同レポート内容の確認、必要に応じた内容に対する質問、追記事項の依頼などは、研修受託法人が直接、あるいはCARDフォーカルポイントを介して研修参加予定者と連絡することを想定してはいますか。	レポートの提出は、CARDフォーカルポイント・JICA筑波センターと研修受託法人も含みます。また同レポート内容の確認、必要に応じた内容に対する質問、追記事項の依頼などは、研修受託法人が直接、研修参加予定者と連絡することを考えています。
8	P. 10	3. 4）見学・研修旅行	見学と研修旅行の相違は何か。P. 13の3）には見学（研修旅行）と記載がされています。	見学先が100キロを超える移動を伴う場合、「研修旅行」となります。p. 13の3）の「見学」先が100キロを超える場合は、「研修旅行」と読み替えてください。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
9	P. 12	4. (1) ①日程	「日程・研修カリキュラムの作成調整の確定している日程に関する提案は不要」と記載されていますが、現時点で「確定している日程（11月5日～12月20日の間）」について内容や日数をお知らせ願います。	現時点で確定しているプログラムは業務指示書16ページ「8. 研修日程作成時の留意点」に記載の4点のみです。「配布資料：研修日程（案）を参照し、確定している日程に関する提案は不要。」は誤った記載です。訂正してお詫びします。（研修日程（案）の配布はございません。）
10	P. 13	4) 事前準備期間	「事前準備期間」と「事前プログラム」について、作業期間（日数）を確認できますか。	業務指示書15ページ「3. 2019年度契約履行期間」に記載のとおりです。 なお、業務総括者、事務管理者を含めた総人日数は事前準備・事後整理期間、事前プログラム期間、本邦プログラム期間を合わせて59人日程度を想定しているが、実施するプログラムの内容及びそのために必要となる業務内容から、必要な業務量を算出して積算すること。
11	P. 25	下から4行目	「事前プログラム・・・実施に係る積算は不要」と記載されていますが、その理由をお知らせ下さい。	質問通番1への回答と重複いたしますが、事前プログラム期間に予定されている内容は、研修員によるインセプションレポート作成・提出等となりますので、業務人件費は「事前プログラム期間」ではなく、「事前準備期間」に発生するとお考えください。 なお、事前事後期間に必要な業務人件費は、当該箇所の前段「業務人件費の対象期間は、本邦技術研修期間2019年11月4日～同12月21日）及び事前事後期間（JICA基準による）」に記載のとおり計上いただけます。

以上